

(4) 八戸臨海鉄道 (株)

【担当：藤田委員 杉澤委員 小野寺委員】

1 法人の概要及び前回評価・提言の要旨

(1) 法人の概要

代表者	代表取締役社長 横田重雄、代表取締役専務 村木勝也		
設立年月日	昭和45年7月30日		
役員・従業員	取締役9人(うち常勤4人)、監査役4人(うち常勤1人)、正職員64人(うち常勤64人)		
基本財産	570,000千円(うち青森県からの出資165,000千円)		
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在		
	出資者	出資額(千円)	出資割合(%)
	日本貨物鉄道(株)	220,000	38.6
	青森県	165,000	28.9
	三菱製紙(株)	115,000	20.2
	八戸市	55,000	9.6
	八戸製錬(株)	10,000	1.8
	八戸鉄鋼団地協同組合	4,000	0.7
主な業務	三菱製紙(株)八戸工場で生産する紙製品及び附帯する貨物の輸送 JR貨物の貨物フロント業務及び貨車入換業務の受託等		
主な収入	貨物運輸収入 運輸雑収入 保守点検業務収入		

(2) 前回の評価及び提言の要旨

委員会は、前回、「平成11年度青森県公社等経営委員会検討結果報告書」をとおして、当社に対して、以下のような旨の評価と提言をした。

ア 委員会の前回の評価の要旨

鉄道貨物輸送から自動車貨物輸送への比重がシフトしている貨物輸送環境に伴って、当社は収入源を貨物運輸収入から運輸雑収入へ比重を移している。また、八戸新幹線開業による鉄道貨物輸送方式変更によって、当社の業務内容の変更も余儀なくされる状況である。

それゆえ、当社は、上記のような経営環境の変化に照応して、人事・労務管理の適正化に取り組まざるを得なかったとはいえ、当社を取り巻く上記のような経営環境に配慮しつつ、八戸地域経済の活性化にも資するように企図されている当社の人事・労務管理に重点をおいた中長期経営計画は適正であり、その中長期経営計画に基づく経営活動も妥当であると、委員会は評価した。

イ 委員会の前回の提言の要旨

(ア) 経営財務基盤が磐石でない現在、当面、株主への利益配当を見合わせることは、やむを得ないものと判断するが、今後、経営財務基盤の強化が企てられ、経営が安定した段階において、利益処分の一つの選択肢として、当社は株主への利益配当を検討すべきである。

(イ) 八戸地域が新産業都市へ指定されたことに伴って、八戸地域のインフラ整備を推進する立場にあった県としては、県持分の当社株式を県が譲渡することは、当社の経営財務基盤が脆弱であることや、当社の公共性から、現時点では適当でない。

(ウ) 現在、当社の営業上、主事業となっている鉄道貨物輸送以外の事業は、他の民間企業と競合関係にあるので、県知事が社長に就任していることは好ましくない。

(エ) 経営能力と経営責任を有する者が経営者に就任して、さらなる当社の経営活性化と経営財務体質強化を推進する必要から、役職員の適正化に努めると同時に、県関係者の常勤役員への就任は見直すべきである。

また、出資者としての県は、非常勤役員による役員会への参加等を通じて当社に対するチェック機能を継続的に遂行していくことが肝要である。

2 今年度の検討結果の評価・所見・提言

委員会は、当社に対する前回の評価・提言以降の当社を取り巻く経営環境等に照応して、当社の中長期経営計画に基づく経営改革の実績を検討した結果、以下の所見に達した。

(1) 委員会の評価

ア 八戸新幹線開業に伴う業務量減に伴う他の業務確保と業務効率化の推進

八戸新幹線開業に伴う八戸貨物駅の着発線荷役化工事完了により、受託業務の八戸駅と八戸貨物駅間の小運転列車の運転が廃止されたために、他の業務確保・開発に努め、E L 機入換及び断路器取扱、フォークリフト作業等の業務を受託すること

となったこと等や、他の業務も熟す多能工社員づくりの推進等によって「生産性の向上」に努めていること等は高く評価できる。

イ 新幹線開通に伴う並行在来線の第三セクター等による業務受託体制の確立

経営財務基盤の強化を図り、さらに地域社会に資する株式会社となるように、並行在来線の第三セクター等による全面開業時点までに、全業務の受託体制を確立しようとして、全社一体となって取り組んでいる経営姿勢は評価できる。

(2) 委員会の提言

ア 株主への利益配当

当社の経営財務基盤が強化し、経営状態がさらに安定し、良好になった段階において、県は一株主として、株主への利益配当を主張すべきである。

イ 県持分の当社株式譲渡

新幹線開業に伴う当社の業務内容変更による新業務確保・開発が円滑に遂行し、その新業務を含めた当社の業務が成長し、軌道に乗り、かつ、当社の経営財務基盤が強化し、経営状態がさらに安定・良好になった段階で、県は、県持分の当社株式を譲渡すべきである。なお、譲渡に際しては、県民や県に本部のある経営体に譲渡することが望ましい。譲渡の理由としては、限られた県の資金が新しい産業や雇用創出のために有効に使わなければならないからである。